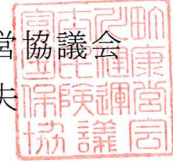


富士国運協発第2号
令和6年2月13日

富士川町長 望 月 利 樹 様

富士川町国民健康保険運営協議会
会長 中 澤 良 夫



国民健康保険税率等について（答申）

令和6年1月23日付け富士町国発第1-65号で諮問のありましたこのことについて、当協議会において令和6年1月30日に慎重な審議を行いました。

当協議会は、町長から諮問を受けた富士川町国民健康保険税率等の改定について、事務局から次の内容により詳細な説明を受けました。

1. 経緯
2. 県国保運営方針の改定
3. 市町村標準保険料率
4. 町の国保財政の状況
5. 令和6年度保険税率の検討
6. 保険税率等の改定方針（案）及び改定税率（案）
7. 税率等の改定の流れ

事務局からの説明後に審議を行った結果、国や県の保険料（税）水準統一の動きに合わせて「市町村標準保険料率（市町村算定方式）」に本町の保険税率を近づける必要があること、また県内他市町村に比べ保険税率等が高い水準であること、町の国保財政は黒字が続いており国保財政調整基金についても十分な残高があること等から、保険税率の改定が必要であると判断しました。

一方で、今後の社会情勢や市町村標準保険料率の変動により町国保財政の状況が悪化することも考慮する必要があることから、町が示した段階的な税率の改定が妥当であるとの結論に至りました。

以上のことから、下記のとおり答申します。

記

1 国民健康保険税率等について

(1) 基礎課税額（医療保険分）の改定

- ア 所得割額 100分の9.0を100分の7.8に改める。
- イ 均等割額 28,500円を25,500円に改める。
- ウ 平等割額 29,400円を26,300円に改める。

(2) 後期高齢者支援金等課税額の改定

- ア 所得割額 100分の2.2を100分の2.4に改める。
- イ 均等割額 9,500円を10,700円に改める。
- ウ 平等割額 8,900円を10,000円に改める。

(3) 介護納付金等課税額の改定

- ア 所得割額 100分の2.0を100分の2.2に改める。
- イ 均等割額 9,300円を10,300円に改める。
- ウ 平等割額 8,000円を8,800円に改める。

(4) 適用の期日

令和6年度分の国民健康保険税から適用する。

以 上